

施策 14：地域における障害者の自立生活を支援

[平成 23 年度事業費：43 億円、3か年事業費：64 億円]

(関係局：福祉保健局、産業労働局、教育庁、スポーツ振興局)

【「10 年後の東京」の姿】

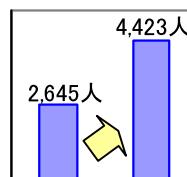
- 障害者の地域における自立した生活を実現し、多様な社会参加が促進されている。
- 多様な企業が集積する東京の強みを活かし、平成 19 年からの 10 年間で障害者雇用が 3 万人以上増加している。

これまでの主な取組と到達点

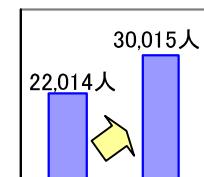
地域生活の場となるグループホーム・ケアホーム等を重点的に整備 (※1)

- ・ 整備費補助の拡充等により地域生活の場を大幅に充実

<グループホーム等の定員数>



平成17～21年度
(各年度末現在)



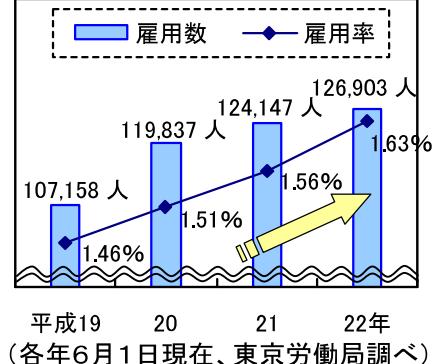
平成17～21年度
(各年度末現在)

全国初の盲ろう者の支援拠点となる「東京都盲ろう者支援センター」 (※2)を開所（平成 21 年度）

官民一体となった就労支援の取組により、障害者雇用数が平成 19 年から 19,745 人増加

- ・ 関係機関のネットワークを形成し、福祉施設、経済団体、行政の具体的な行動指針を策定
- ・ 就労面と生活面を一体的に支援する「区市町村障害者就労支援センター」を 47 区市において設置（平成 22 年 12 月 1 日現在）

<障害者雇用数等の推移>



平成19～22年
(各年6月1日現在、東京労働局調べ)

【3 年後の到達目標】

- グループホーム等の定員を 5,514 人分確保（平成 23 年度）
- 障害者雇用 3 万人増達成に向けて着実に進展

施策のポイント

- 身体・知的・精神障害者の地域生活を支える環境を引き続き整備するとともに、制度の谷間にあった発達障害者等への支援を強化
- 障害者雇用のさらなる拡大に向けて、障害者・企業双方への支援を充実

3か年の事業展開

I 地域で安心して生活できる環境の整備

入所施設から地域への移行を支援

- ・ 地域移行促進員を全区市町村に配置とともに、グループホーム等の体験利用を推進し、円滑な地域移行を支援する。

「社会的入院^(※3)」の状態からの退院を支援

- ・ 退院促進コーディネーター^(※4)の配置（12か所）等により、地域生活が可能な精神障害者の退院及び退院後の生活を支援する。

地域での生活基盤の整備等を推進【改定】

- ・ 障害者が地域で自立して生活するため、設置者負担を軽減する特別助成を継続し、グループホームや通所施設等の整備を推進する。
- ・ 医療的ケアが必要な障害者のため、介護職員等を対象とした、たん吸引等の研修を実施する。

発達障害者(児)への一貫した支援体制の構築【改定】

- ・ すべての公立小中学校における「特別支援教室」の設置に向け、通級指導学級教員による巡回指導のモデル事業を実施する。[参照P140]
- ・ 区市町村における乳幼児相談等を活用した発達障害児の早期発見・支援と、成人期の相談支援体制等の整備を促進する。また、区市町村の相談支援員や病院の医療従事者向けの研修を実施し、専門的人材を育成する。

高次脳機能障害者への支援体制の充実

- ・ 地域の中核病院にアドバイザーを配置し、圏域内施設の相談指導等を行い、リハビリテーション提供体制を整備する事業を区部、多摩の2か所でモデル的に展開する。

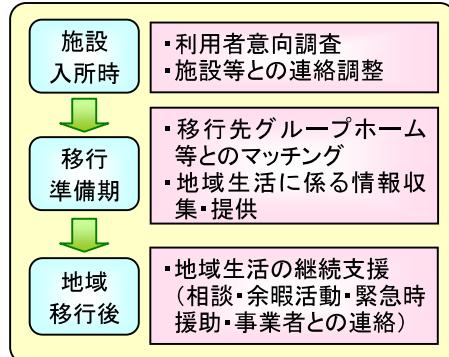
精神障害者への適切な支援提供を推進【改定】

- ・ 内科等の医師への精神科医療研修の実施により、精神疾患の早期発見・早期対応を推進する。
- ・ 精神科病院と診療所等の連携を強化し、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる体制を構築する。また、医療中断等により安定した地域生活が難しい障害者に区市町村等と連携し、訪問型(アウトリーチ)支援^(※5)を実施する。

重症心身障害児(者)への支援の充実

- ・ 在宅で療育する重症心身障害児(者)と家族を支援するため、短期入所・通所施設における受入れを促進するとともに、訪問看護ステーショ

<地域移行促進員の業務イメージ>



入所施設からの地域移行 874 人
「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域移行 2,500 人
(平成 19~23 年度)

<地域生活の様子>

グループホームでの行事風景



通所施設でのパン作り

(写真提供)上:社会福祉法人ドリームヴィ
下:社会福祉法人ゆいのもり福祉協会

<発達障害者(児)支援体制イメージ>



教員による指導の様子

すべての公立小中学校における「特別支援教室」の設置に向けたモデル事業実施

乳幼児期 > 学齢期 > 成人

区市町村における乳幼児期の早期発見・支援と成人期の相談支援体制整備を促進

ンの機能強化等を図る。

- ・ 施設勤務の看護師の確保・定着を図るため、療育に関する専門研修等を実施する。
- ・ 都立府中療育センター及び都立北療育医療センター城北分園の改築を推進し、在宅支援機能等を強化する。

障害者スポーツのさらなる振興【新規】〔参照 P156〕

- ・ 障害者が身近な地域でスポーツをするための情報提供、活動の場の開拓、人材育成等を推進し、障害者の地域生活の充実を図る。

II 自立した生活に向けた就労支援等の充実

障害者への就労支援体制の充実

- ・ 障害者就業・生活支援センター^(※6)を都内6か所に設置するとともに、区市町村障害者就労支援センターを全区市町村において設置促進する。
- ・ 地域開拓促進コーディネーター^(※7)の配置を促進し、就労希望者の開拓と福祉施設等への働き掛けを強化する。

福祉施設における工賃^(※8)アップを推進

- ・ 改善意欲のある福祉施設に経営コンサルタントを派遣するとともに、成功事例等をセミナーで紹介し、多くの福祉施設での取組を促進する。

職業能力開発校における職業訓練の充実

- ・ 東京障害者職業能力開発校において、精神障害者の適性にあった職業訓練を実施する。

特別支援学校における就労支援の充実

- ・ 民間企業を活用し、実習先や就職先の企業等を開拓する。また、技能大会等を開催し、生徒の就労意識の醸成や企業等へのPRを行う。

障害者を雇用する企業への支援【改定】

- ・ 国制度の賃金助成期間の終了後、都独自に助成を行い、中小企業での障害者雇用を促進する。
- ・ 東京ジョブコーチ^(※9)を企業に派遣し、毎年度障害者480人の職場定着を支援する。
- ・ 初めて障害者を雇用する中小企業等を選定し、個別の状況に応じたオーダーメイドの支援を行うとともに、事例を蓄積し、普及啓発を図る。
- ・ 企業を離職した障害者の実習受入れを通じ、法定雇用率未達成の中小企業の取組を促進する。

企業等に対する普及啓発

- ・ 障害者就労支援協議会^(※10)が作成した「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言^(※11)」の実現に向けて福祉・労働・教育の連携を強化する。

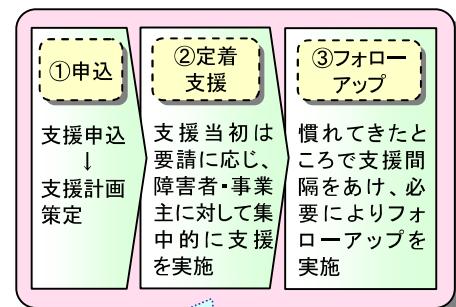
＜企業で働く障害者＞



＜特別支援学校での技能大会の様子＞



＜東京ジョブコーチによる支援の流れ＞



ジョブコーチによる支援

＜企業での職場実習の様子＞



年次計画

	平成22年度 まで(見込み)	年次計画			3年後の 到達目標
		23年度	24年度	25年度	
I	入所施設から地域への移行を支援	地域移行促進員の配置 49区市町村	全区市町村に配置	地域移行を促進	全区市町村に配置(23年度)
	地域での生活基盤の整備等を推進	グループホーム等の整備 4,984人分	530人分		5,514人分を整備(23年度)
	発達障害者(児)への一貫した支援体制の構築	乳幼児期の早期発見・支援システムの構築 20か所	15か所 成人への支援の先駆的取組 5か所	14か所 10か所	49か所で実施(24年度) 25か所で実施
	高次脳機能障害者への支援体制の充実	中核病院にアドバイザー配置 区部・多摩でモデル事業実施			高次脳機能障害者への支援を推進
	精神障害者への適切な支援提供を推進	アウトリーチ支援モデル事業実施	本格実施 内科等の医師への精神科医療研修		地域での精神障害者支援体制構築
	重症心身障害児(者)への支援の充実	都立府中療育センター改築 都立北療育医療センター城北分園改築	実施設計	改築計画の推進 工事	改築計画の着実な推進 新規開設・通所定員拡大(24年度)
II	障害者への就労支援体制の充実	区市町村障害者就労支援センター 49区市設置	全区市町村において設置	障害者の就労を支援	全区市町村において設置(23年度)
	福祉施設における工賃アップを推進	セミナーの開催 経営コンサルタント等の派遣			平成18年度平均工賃月額の2倍に増(23年度)
	特別支援学校における就労支援の充実	企業への就労490人(21年度高等部卒業生)		企業への就労を促進	企業就労者数の着実な増加
	障害者を雇用する企業への支援	障害者雇用への助成 967件	562件	644件	3か年で 1,766件
		東京ジョブコーチによる定着支援 818人	480人	480人	3か年で 1,440人
		オーダーメイド支援企業数 30社		30社	3か年で 90社

(※1) グループホーム・ケアホーム…障害者が世話を受けながら、地域のアパート等で生活する居住の場。障害程度区分により共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)に分けられる。

(※2) 東京都盲ろう者支援センター…盲ろう者が安心して日常生活を送れるようにサポートし、自立と社会参加を促進する支援拠点

(※3) 社会的入院…地域での受入条件が整えば退院可能な障害者が、条件が整わず入院を継続していること。

(※4) 退院促進コーディネーター…精神障害者の退院に向け精神科病院や退院後の支援機関等と連携・調整を行う人材

(※5) アウトリーチ支援…精神科医師、看護職、心理職など多職種がチームを組んで訪問支援等を行うことにより、早期に適切な対応へと結びつける支援

(※6) 障害者就業・生活支援センター…福祉部門と雇用部門が連携して生活面と就業面を支援するセンター

(※7) 地域開拓促進コーディネーター…就労希望者の掘り起こしのための福祉施設への働き掛けと企業開拓を行う人材。区市町村障害者就労支援センターに配置

(※8) 工賃…障害者が福祉施設等において収入の発生する作業に従事した場合に支給される賃金

(※9) ジョブコーチ…職場適応援助者。職場に出向き、事業主、障害者双方への助言等を行い、障害者の職場適応を支援

(※10) 障害者就労支援協議会…「10年間で障害者雇用3万人以上の増加」の実現を目指し、経済団体、企業等の関係機関が連携して障害者の企業への就労を促進するため平成19年に設置

(※11) 首都TOKYO障害者就労支援行動宣言…平成20年11月策定。この宣言に基づき、関係8団体が賛同して行動している。
また、宣言達成のための具体的な取組と実施主体も併せて提示